

## 関西福祉大学 教授会規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、関西福祉大学学則（以下「学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、関西福祉大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組 織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教授
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が指名する者

### (審議事項)

第3条 教授会は、学長が次の掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、学長裁定に関する事項
  - (4) (削除)
  - (5) (削除)
  - (6) (削除)
  - (7) (削除)
  - (8) (削除)
  - (9) (削除)
- 2 前項に定めるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### (招集及び議長)

第4条 教授会は、学長が招集し、議長となる。

- 2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した教授がその職務を代行する。
- 3 教授会は、原則として毎月1回、日を定めて招集する。ただし、学長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。

### (議案の提出)

第5条 議案の提出者は、学長とする。

### (議事及び運営)

第6条 教授会は、休職者、留学中の者及び公務出張中の者を除き、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### (構成員以外の者の出席)

第7条 議長が、必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

2 前項の出席者は、議決には参加しないものとする。

(議事録)

第8条 会議の議事その他必要な事項は、議事録に記載し、学長、学部長及び事務局長がその内容を確認するものとする。

2 教職員は、議事録を閲覧することができる。

(事務)

第9条 教授会の事務は、総務課において処理する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会が行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「関西福祉大学教授会規程」(平成9年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。